

令和 6 年 第 1 回
さくら市議会定例会議案書

No.1

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	市 長	No. 1 P 4
2	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	"	P 5
3	さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	"	P 7
4	さくら市手数料条例の一部改正について	"	P 8
5	さくら市立保育園条例の一部改正について	"	P 16
6	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	"	P 17
7	さくら市介護保険条例の一部改正について	"	P 19
8	さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	"	P 21
9	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	"	P 23
10	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	"	P 24
11	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	"	P 25
12	さくら市債権管理に関する条例の制定について	"	P 27
13	さくら市保育園運営審議会条例の廃止について	"	P 29
14	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算(第 11 号)	"	P 31
15	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	"	P 63
16	令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	"	P 79

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	市長	P 97
18	令和5年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃	P113
19	令和6年度さくら市一般会計予算	〃	No. 2 P 5
20	令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	〃	No. 3 P 5
21	令和6年度さくら市国民健康保険特別会計予算	〃	P 27
22	令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	〃	P 53
23	令和6年度さくら市介護保険特別会計予算	〃	P 71
24	令和6年度さくら市水道事業会計予算	〃	P109
25	令和6年度さくら市下水道事業会計予算	〃	P133
26	財産の処分について	〃	P157
27	市道路線の認定について	〃	P158
28	鷺宿辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	〃	P160
29	さくら市監査委員の選任同意について	〃	P166
30	さくら市教育委員会委員の任命同意について	〃	P167
31	さくら市教育委員会委員の任命同意について	〃	P168
報告 1	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)	〃	P169
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P171

議案第 1 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

保育園運営審議会委員	年額 6,000 円
子ども・子育て会議委員	年額 6,000 円

」を

「

子ども・子育て会議委員	日額 5,500 円
-------------	------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 14 条第 2 項中「及び第 24 条第 2 項」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 14 条の 2 給与条例第 17 条の 4 の規定は、任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第 24 条第 1 項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。

第 24 条第 3 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 24 条の 2 給与条例第 17 条の 4 の規定は、任期の定めが 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、給与条例第 17 条の 4 第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

議案第3号

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年さくら市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173の4条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

さくら市手数料条例の一部改正について

さくら市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市手数料条例の一部を改正する条例

さくら市手数料条例（平成 17 年さくら市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「戸籍・除籍の記録事項証明書、除籍の謄本若しくは抄本又はその他の証明書等」を「戸籍・除籍の謄本、抄本、証明書その他の書類」に改める。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

（過料）

第 7 条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表中第 67 号を第 69 号とし、第 7 号から第 66 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号から第 6 号を次のように改める。

(1) 戸籍法（昭	1 通につき	450 円	交付のとき	
-----------	--------	-------	-------	--

<p>和 22 年 法 律 第 224 号) 第 10 条 第 1 項、 第 10 条 の 2 第 1 項 から 第 5 項 まで 若 し く は 第 126 条 の 規 定 に 基 づ く 戸 籍 の 謄 本 若 し く は 抄 本 の 交 付 又 は 同 法 第 120 条 第 1 項、第 120 条 の 2 第 1 項 若 し く は 第 126 条 の 規 定 に 基 づ く 戸 籍 証 明 書 の 交 付</p>				
<p>(2) 戸 籍 法 第 10 条 第 1 項、 第 10 条 の 2 第 1 項 から 第 5 項 まで 又 は 第 126 条 の 規 定 に 基 づ く 戸 籍 に 記 載 し た 事 項 に 関 す る 証 明 書 の 交 付</p>	<p>証 明 事 項 1 件 に つ き</p>	<p>350 円</p>	<p>交 付 の と き</p>	
<p>(3) 戸 籍 法 第 120 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 戸 籍 電 子 証 明 書 提 供 用</p>	<p>戸 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 1 件 に つ き</p>	<p>400 円</p>	<p>交 付 の と き</p>	

識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限

<p>る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>	<p>交付のとき</p>	

又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付				
(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円	交付のとき	
(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円	交付のとき	

<p>律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明す</p>				
--	--	--	--	--

る除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
--	--	--	--	--

別表中第6号の次に次のように加える。

(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6	1通につき	350円。ただし、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書は、1,400円とする。	交付のとき	
---	-------	--	-------	--

第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付				
(8) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円	申請のとき	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 5 号

さくら市立保育園条例の一部改正について

さくら市立保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市立保育園条例の一部を改正する条例

さくら市立保育園条例（平成 17 年さくら市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

別表さくら市立あおぞら保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第6号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第61条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他こ

れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

さくら市介護保険条例の一部改正について

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例

さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「30,030円」に改め、同項第2号中「49,500円」を「45,210円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「45,540円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,400円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,800円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,400円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,810円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,810円」に、「33,000円」を「32,010円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」

に、「19,800円」を「18,810円」に、「46,200円」を「45,210円」に改める。

第6条第4項中「100円未満」を「10円未満」に、「生ずる」を「生じる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさくら市介護保険条例第4条及び第6条第4項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地
処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地
処分に伴う関係条例の整理に関する条例

(さくら市営住宅管理条例の一部改正)

第 1 条 さくら市営住宅管理条例(平成 17 年さくら市条例第 160 号)の
一部を次のように改正する。

別表中「さくら市上阿久津」を「さくら市きぬの里」に改める。

(さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成
17 年さくら市条例第 164 号)の一部を次のように改正する。

別表中「上阿久津の一部」を「上阿久津」に改め、「卯の里五丁目」
の次に「、きぬの里一丁目、きぬの里二丁目、きぬの里三丁目、きぬ
の里四丁目、きぬの里五丁目」を加える。

(さくら市学童保育施設設置条例の一部改正)

第 3 条 さくら市学童保育施設設置条例(平成 23 年さくら市条例第 11

号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「さくら市上阿久津1774番地4」を「さくら市きぬの里一丁目19番地3」に改める。

附 則

この条例は、さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

議案第 9 号

さくら市営住宅管理条例の一部改正について

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さくら市営住宅管理条例（平成 17 年さくら市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

さくら市水道事業給水条例の一部改正について

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業給水条例（平成17年さくら市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第34条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次に掲げる」を「430 人とし、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条第 1 号中「435 人」を「346 人」に改める。

別表第 1 中「

本部次長	年額 110,000 円
本部部員	年額 100,000 円

」を

「

本部団員	年額 100,000 円
------	--------------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

議案第12号

さくら市債権管理に関する条例の制定について

さくら市債権管理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市債権管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市の債権」とは、金銭その他の給付を目的とする市の権利をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令等（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令等の定めるところにより、市の債権を適正

に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

(債権の放棄)

第6条 市長は、市の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該市の債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 当該市の債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (4) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、かつ、資力の回復が困難で当該市の債権について履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権についてその責任を免れたとき。
- (6) 当該市の債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

(報告)

第7条 市長は、前条の規定により市の債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 13 号

さくら市保育園運営審議会条例の廃止について

さくら市保育園運営審議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市保育園運営審議会条例を廃止する条例

さくら市保育園運営審議会条例(平成 17 年さくら市条例第 108 号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,124 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 243 億 1,966 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
11 地 方 交 付 税		
		1 地 方 交 付 税
15 国 庫 支 出 金		
		1 国 庫 負 担 金
		2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金		
		1 県 負 担 金
		2 県 補 助 金
19 繰 入 金		
		1 特 別 会 計 繰 入 金
		2 基 金 繰 入 金
20 繰 越 金		
		1 繰 越 金
22 市 債		
		1 市 債
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,231,995	110,819	3,342,814
3,231,995	110,819	3,342,814
3,976,912	76,342	4,053,254
2,386,134	7,595	2,393,729
1,580,216	68,747	1,648,963
1,534,494	△17,955	1,516,539
930,413	△5,064	925,349
500,481	△12,891	487,590
1,358,551	△1,021,909	336,642
38,864	7,417	46,281
1,319,687	△1,029,326	290,361
582,549	1,107,951	1,690,500
582,549	1,107,951	1,690,500
2,738,965	86,000	2,824,965
2,738,965	86,000	2,824,965
23,978,413	341,248	24,319,661

歳 出

款		項	
1 議 会 費		1 議 会 費	
2 総 務 費		1 総 務 管 理 費	
3 民 生 費		1 社 会 福 祉 費	
		2 児 童 福 祉 費	
5 農 林 水 産 業 費		1 農 業 費	
6 商 工 費		1 商 工 費	
7 土 木 費		1 土 木 管 理 費	
		2 道 路 橋 梁 費	
		4 都 市 計 画 費	
		5 住 宅 費	
8 消 防 費		1 消 防 費	
9 教 育 費		2 小 学 校 費	
		3 中 学 校 費	
		4 幼 稚 園 費	
		5 社 会 教 育 費	
		6 保 健 体 育 費	
11 公 債 費		1 公 債 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
190,323	△8,836	181,487
190,323	△8,836	181,487
2,975,471	△20,811	2,954,660
2,574,998	△20,811	2,554,187
7,132,414	28,236	7,160,650
3,121,549	△7,694	3,113,855
3,419,534	35,930	3,455,464
694,715	16,184	710,899
670,776	16,184	686,960
2,011,020	4,650	2,015,670
2,011,020	4,650	2,015,670
2,546,728	△9,715	2,537,013
167,045	4,344	171,389
825,958	△30,000	795,958
1,441,389	15,941	1,457,330
95,336	0	95,336
1,168,885	0	1,168,885
1,168,885	0	1,168,885
3,839,871	348,540	4,188,411
258,628	2,981	261,609
187,111	372,000	559,111
268,295	△25,000	243,295
439,297	0	439,297
2,086,898	△1,441	2,085,457
1,734,000	△17,000	1,717,000
1,734,000	△17,000	1,717,000
23,978,413	341,248	24,319,661

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	住民情報関連システム管理事業	13,960
2 総務費	1 総務管理費	庁内業務情報システム管理事業	22,659
3 民生費	1 社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業	58,302
3 民生費	2 児童福祉費	あおぞら保育園民営化推進事業	12,672
5 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災対策事業	20,000
5 農林水産業費	1 農業費	総合交流ターミナル施設維持管理事業	3,850
7 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	8,000
7 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	4,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	49,104
7 土木費	2 道路橋梁費	歩行者安全対策事業	5,100

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	卯の里ふれあいアンダー冠水対策事業	33,270
7 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	110,331
7 土木費	2 道路橋梁費	市道K1010号線 他2路線道路改良事業	8,008
7 土木費	2 道路橋梁費	市道U1540号道路改良事業	20,400
7 土木費	2 道路橋梁費	草川地区雨水排水対策事業	20,137
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	4,900
7 土木費	4 都市計画費	桜の郷づくり事業	20,166
7 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	3,000
7 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業	78,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設補修整備事業	9,981
9 教育費	3 中学校費	中学校施設補修整備事業	31,755

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	3 中学校費	中学校施設長寿命化改良事業	386,000
9 教育費	6 保健体育費	学校給食管理事業	5,918
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	32,900

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
さくら市上松山児童センター指定管理業務委託	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	78,000
さくら市南小学童保育センター指定管理業務委託	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	79,800
さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	154,000

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業用ため池防災減災対策事業費	5,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
喜連川中学校屋内運動場改修事業費	334,100	同上	同上	同上

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備事業費	30,700	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	0	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
電気自動車購入事業費	2,300				0			
農道整備事業費	50,000				44,400			
総合交流ターミナル整備事業費	24,900				0			
市の堀用水改修事業費	14,300				16,900			
急傾斜地崩壊対策事業費	10,400				18,400			
市道整備事業費	407,600				322,300			
公営住宅整備事業費	44,700				0			
都市公園施設整備事業費	81,700				55,600			
橋梁整備事業費	40,100				10,100			
防災施設整備事業費	13,100				12,800			
文化財改修事業費	3,000				0			
温泉施設維持管理事業費	22,500				0			

令和5年度さくら市一般会計補正予算
(第11号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
11	地方交付税	3,231,995
15	国庫支出金	3,976,912
16	県支出金	1,534,494
19	繰入金	1,358,551
20	繰越金	582,549
22	市債	2,738,965
歳入合計		23,978,413

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
110,819	3,342,814	
76,342	4,053,254	
△17,955	1,516,539	
△1,021,909	336,642	
1,107,951	1,690,500	
86,000	2,824,965	
341,248	24,319,661	

歳出

款			補正前の額	補正額
1	議	会費	190,323	△8,836
2	総	務費	2,975,471	△20,811
3	民	生費	7,132,414	28,236
5	農	林水産業費	694,715	16,184
6	商	工費	2,011,020	4,650
7	土	木費	2,546,728	△9,715
8	消	防費	1,168,885	0
9	教	育費	3,839,871	348,540
11	公	債費	1,734,000	△17,000
歳出合計			23,978,413	341,248

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
181,487				△8,836	
2,954,660	660	△2,300		△19,171	
7,160,650	20,981	△30,700		37,955	
710,899	△12,189	△11,200		39,573	
2,015,670		△22,500		27,150	
2,537,013	△5,676	△178,100	△11,000	185,061	
1,168,885		△300		300	
4,188,411	54,611	331,100		△37,171	
1,717,000				△17,000	
24,319,661	58,387	86,000	△11,000	207,861	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	3,231,995	110,819	3,342,814
	1 地方交付税	3,231,995	110,819	3,342,814
	1 地方交付税	3,231,995	110,819	3,342,814

15	国庫支出金	3,976,912	76,342	4,053,254
	1 国庫負担金	2,386,134	7,595	2,393,729
	1 民生費国庫負担金	2,260,686	7,595	2,268,281
	2 国庫補助金	1,580,216	68,747	1,648,963
	1 総務費国庫補助金	778,057	660	778,717
	5 土木費国庫補助金	213,076	△3,674	209,402
	6 教育費国庫補助金	186,272	71,761	258,033

16	県支出金	1,534,494	△17,955	1,516,539
	1 県負担金	930,413	△5,064	925,349
	1 民生費県負担金	906,723	△564	906,159
	2 農林水産業費県負担金	23,690	△4,500	19,190
	2 県補助金	500,481	△12,891	487,590
	2 民生費県補助金	328,554	△3,200	325,354
	4 農林水産業費県補助金	141,470	△8,689	132,781

11 地方交付税
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	110,819	普通交付税	110,819

2 児童福祉費負担金	8,665	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2)	8,665
4 保険基盤安定負担金	△908	保険基盤安定負担金 (支援分) (1/2)	△908
7 未就学児均等割保険料負担金	△162	未就学児均等割保険料負担金 (1/2)	△162
1 総務費補助金	660	マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等システム整備補助金	660
1 土木費補助金	△1,674	住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金) (1/2)	△1,674
2 都市整備費補助金	△2,000	空き家対策総合支援事業 コンパクトシティ形成支援事業補助金 (1/2)	△750 △1,250
5 学校建設費補助金	71,761	学校施設環境改善交付金	71,761

3 児童福祉費負担金	4,332	子育てのための施設等利用費 (1/4)	4,332
5 保険基盤安定負担金	△4,815	保険基盤安定負担金 (軽減分) (3/4) 保険基盤安定負担金 (支援分) (1/4)	△4,361 △454
8 未就学児均等割保険料負担金	△81	未就学児均等割保険料負担金 (1/4)	△81
1 農業費負担金	△4,500	地域計画策定推進緊急対策事業費	△4,500
2 児童福祉費補助金	△3,200	栃木県施設型給付費等事業費補助金 (地方単独費用部分1/2)	△3,200
1 農業費補助金	△7,689	担い手への農地集積推進事業	△3,750

款		項	目	補正前の額	補正額	計
		6	土木費県補助金	3,612	△1,002	2,610

19			繰入金	1,358,551	△1,021,909	336,642
	1		特別会計繰入金	38,864	7,417	46,281
			2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	7,417	7,418
	2		基金繰入金	1,319,687	△1,029,326	290,361
			1 財政調整基金繰入金	767,095	△608,164	158,931
			2 減債基金繰入金	410,162	△410,162	0
			11 桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金繰入金	97,000	△11,000	86,000

20			繰越金	582,549	1,107,951	1,690,500
	1		繰越金	582,549	1,107,951	1,690,500
			1 繰越金	582,549	1,107,951	1,690,500

22			市債	2,738,965	86,000	2,824,965
	1		市債	2,738,965	86,000	2,824,965
			2 民生債	30,700	△30,700	0
			3 衛生債	2,300	△2,300	0
			4 農林水産業債	77,500	△11,200	66,300

節		説明	
区分	金額		
		新規就農者育成総合対策補助金	△6,339
		栃木の米づくりプロジェクト推進事業補助金	△3,600
		農地利用効率化等支援交付金	△9,000
		農業用ため池防災減災対策事業	15,000
2 林業費補助金	△1,000	とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金 (10/10)	△1,000
1 土木費補助金	△1,002	民間住宅耐震診断助成事業補助金 (1/4)	48
		民間住宅耐震改修助成事業補助金 (1/4)	△1,000
		ブロック塀等撤去等事業補助金 (1/4)	△50

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	7,417	後期高齢者医療特別会計繰入金	7,417
1 財政調整基金繰入金	△608,164	財政調整基金繰入金	△608,164
1 減債基金繰入金	△410,162	減債基金繰入金	△410,162
1 桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金繰入金	△11,000	桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金繰入金	△11,000

1 繰越金	1,107,951	前年度繰越金	1,107,951

1 保育施設整備事業債	△30,700	保育施設整備事業費	△30,700
3 電気自動車購入事業債	△2,300	電気自動車購入事業費	△2,300
1 農道整備事業債	△5,600	農道整備事業費	△5,600
2 総合交流ターミナル整備事業債	△24,900	総合交流ターミナル整備事業費	△24,900

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		5 土木債	655,500	△178,100	477,400
		6 消防債	401,000	△300	400,700
		7 教育債	1,419,500	331,100	1,750,600
		9 商工債	22,500	△22,500	0

節		説明	
区分	金額		
5 市の堀用水改修事業債	14,300	市の堀用水改修事業費	14,300
6 農業用ため池防災減災対策事業債	5,000	農業用ため池防災減災対策事業費	5,000
1 急傾斜地崩壊対策事業債	8,000	急傾斜地崩壊対策事業費	8,000
2 市道整備事業債	△85,300	市道整備事業費	△85,300
5 公営住宅整備事業債	△44,700	公営住宅整備事業費	△44,700
8 都市公園施設整備事業債	△26,100	都市公園施設整備事業費	△26,100
23 橋梁整備事業債	△30,000	橋梁整備事業費	△30,000
2 防災施設整備事業債	△300	防災施設整備事業費	△300
29 文化財改修事業債	△3,000	文化財改修事業費	△3,000
33 喜連川中学校屋内運動場改修事業債	334,100	喜連川中学校屋内運動場改修事業費	334,100
3 温泉施設維持管理事業債	△22,500	温泉施設維持管理事業費	△22,500

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	190,323	△8,836	181,487				△8,836
	1 議会費	190,323	△8,836	181,487				△8,836
	1 議会費	190,323	△8,836	181,487				△8,836

2	総務費	2,975,471	△20,811	2,954,660	660	△2,300		△19,171
	1 総務管理費	2,574,998	△20,811	2,554,187	660	△2,300		△19,171
	1 一般管理費	961,589	6,002	967,591				6,002
	4 会計管理費	47,083	△773	46,310				△773
	5 財産管理費	137,654	0	137,654		△2,300		2,300
	9 情報処理費	322,685	△11,740	310,945	660			△12,400
	13 地方創生推進費	71,905	△14,300	57,605				△14,300

3	民生費	7,132,414	28,236	7,160,650	20,981	△30,700		37,955
	1 社会福祉費	3,121,549	△7,694	3,113,855	△5,966			△1,728
	3 国民健康保険費	290,254	△7,694	282,560	△5,966			△1,728
	2 児童福祉費	3,419,534	35,930	3,455,464	26,947	△30,700		39,683
	1 児童福祉総務費	1,603,710	35,930	1,639,640	26,947	△30,700		39,683

1 議会費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅 費	△1,456	○議長等活動支援事務 普通旅費
13 使用料及び 賃借料	△7,380	特別旅費 ○議会事務局庶務事務 賃借料
		△1,456 △900 △556 △7,380 △7,380

18 負担金、補助 及び交付金	6,002	○職員人件費 負担金	6,002 6,002
11 役 務 費	△773	○出納事務 手数料	△773 △773
		(財源更正)	
12 委 託 料	△1,040	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料	△9,340 660
14 工 事 請 負 費	△700	庁用器具費	△10,000
17 備 品 購 入 費	△10,000	○庁内LAN管理事業 工事請負費	△700 △700
		○デジタル・トランスフォーメーション推進事業 業務委託料	△1,700 △1,700
12 委 託 料	△11,400	○シティプロモーション事業 業務委託料	△8,000 △8,000
18 負担金、補助 及び交付金	△2,900	○政策推進事業 業務委託料 負担金	△6,300 △3,400 △2,900

27 繰 出 金	△7,694	○国民健康保険特別会計繰出金 他会計繰出金	△7,694 △7,694
12 委 託 料	19,700	○施設型給付・地域型給付等事業 業務委託料	35,930 19,700
18 負担金、補助 及び交付金	16,230	負担金	16,230

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	農林水産業費	694,715	16,184	710,899	△12,189	△11,200		39,573
	1 農業費	670,776	16,184	686,960	△12,189	△11,200		39,573
	1 農業委員会費	59,456	△4,500	54,956	△4,500			
	3 農業振興費	121,307	△22,261	99,046	△22,689			428
	5 農地費	211,600	42,945	254,545	15,000	13,700		14,245
	7 農業構造改善費	161,865	0	161,865		△24,900		24,900

6	商工費	2,011,020	4,650	2,015,670		△22,500		27,150
	1 商工費	2,011,020	4,650	2,015,670		△22,500		27,150
	2 商工振興費	1,755,934	4,650	1,760,584				4,650
	5 喜連川地区施設管理費	96,201	0	96,201		△22,500		22,500

7	土木費	2,546,728	△9,715	2,537,013	△5,676	△178,100	△11,000	185,061
	1 土木管理費	167,045	4,344	171,389	△3,526	8,000		△130
	1 土木総務費	167,045	4,344	171,389	△3,526	8,000		△130
	2 道路橋梁費	825,958	△30,000	795,958		△115,300		85,300
	2 道路建設改良費	370,208	△30,000	340,208		△115,300		85,300

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△4,500	○農業委員会事務費 業務委託料	△4,500 △4,500
18 負担金、補助 及び交付金	△22,261	○新規就農者育成総合対策 交付金 ○担い手への農地集積推進事業 交付金 ○栃木の米づくりプロジェクト推進事業 補助金 ○農地利用効率化等支援交付金 補助金	△6,339 △6,339 △3,750 △3,750 △3,172 △3,172 △9,000 △9,000
12 委託料	20,000	○市の堀用水改修事業 負担金	22,945 22,945
18 負担金、補助 及び交付金	22,945	○農業用ため池防災減災対策事業 業務委託料	20,000 20,000
		(財源更正)	

21 補償、補填 及び賠償金	4,650	○中小企業振興資金融資事業 補償金	4,650 4,650
		(財源更正)	

18 負担金、補助 及び交付金	4,344	○急傾斜地崩壊対策事業 負担金 ○木造住宅耐震改修事業 補助金	8,000 8,000 △3,656 △3,656
18 負担金、補助 及び交付金	△30,000	○橋梁架替事業 負担金	△30,000 △30,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	都市計画費	1,441,389	15,941	1,457,330	△2,150	△26,100	△11,000	55,191
	1 都市計画総務費	1,073,286	19,941	1,093,227	△2,150			22,091
	3 公園費	364,444	△4,000	360,444		△26,100	△11,000	33,100
5	住宅費	95,336	0	95,336		△44,700		44,700
	1 住宅管理費	80,374	0	80,374		△44,700		44,700

8	消防費	1,168,885	0	1,168,885		△300		300
	1 消防費	1,168,885	0	1,168,885		△300		300
	3 防災費	405,331	0	405,331		△300		300

9	教育費	3,839,871	348,540	4,188,411	54,611	331,100		△37,171
	2 小学校費	258,628	2,981	261,609				2,981
		1 学校管理費	243,381	2,981	246,362			
	3 中学校費	187,111	372,000	559,111	71,761	334,100		△33,861
		1 学校管理費	176,742	372,000	548,742	71,761	334,100	
	4 幼稚園費	268,295	△25,000	243,295	△17,150			△7,850
		1 幼稚園費	268,295	△25,000	243,295	△17,150		△7,850
	5 社会教育費	439,297	0	439,297		△3,000		3,000
		3 文化財保護費	12,131	0	12,131		△3,000	
	6 保健体育費	2,086,898	△1,441	2,085,457				△1,441

節		説明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△117	○区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金	21,558 21,558
18 負担金、補助 及び交付金	△1,500	○空家等対策事業 委員報酬 補助金	△1,617 △117 △1,500
27 繰 出 金	21,558		
18 負担金、補助 及び交付金	△4,000	○桜の郷づくり事業 負担金	△4,000 △4,000
		(財源更正)	

		(財源更正)	

12 委 託 料	2,981	○小学校施設補修整備事業 業務委託料	2,981 2,981
12 委 託 料	4,000	○中学校施設補修整備事業 工事請負費	△12,000 △12,000
14 工 事 請 負 費	368,000	○中学校施設長寿命化改良事業 業務委託料 工事請負費	384,000 4,000 380,000
18 負担金、補助 及び交付金	△25,000	○幼稚園事業 負担金	△25,000 △25,000
		(財源更正)	

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3 学校給食費	1,776,080	△1,441	1,774,639				△1,441

11		公債費	1,734,000	△17,000	1,717,000				△17,000
	1	公債費	1,734,000	△17,000	1,717,000				△17,000
		1 元金	1,690,000	△15,000	1,675,000				△15,000
		2 利子	44,000	△2,000	42,000				△2,000

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	△1,441	○給食センター建設事業 負担金 △1,441 △1,441

22 償還金、利子 及び割引料	△15,000	○市債償還元金 償還金 △15,000 △15,000
22 償還金、利子 及び割引料	△2,000	○市債償還利子 利子及び割引料 △2,000 △2,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		27,180	11,006 (3.35)	343	38,529	7,450	45,979
	議 員	18	74,100		23,791 (3.35)		97,891	23,134	121,025
	その他の 特別職	1,036	80,373				80,373		80,373
	計	1,057	154,473	27,180	34,797	343	216,793	30,584	247,377
補 正 前	長 等	3		27,180	11,006 (3.35)	343	38,529	7,450	45,979
	議 員	18	74,100		23,791 (3.35)		97,891	23,134	121,025
	その他の 特別職	1,043	80,490				80,490		80,490
	計	1,064	154,590	27,180	34,797	343	216,910	30,584	247,494
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	△ 7	△ 117				△ 117		△ 117
	計	△ 7	△ 117	0	0	0	△ 117	0	△ 117

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
5-さくら市上松山児童センター指定管理業務委託	78,000			令和5年度 令和7年度	78,000	51,200			26,800
5-さくら市南小学童保育センター指定管理業務委託	79,800			令和5年度 令和8年度	79,800	52,800			27,000
5-さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託	154,000			令和5年度 令和9年度	154,000	56,400			97,600

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,575,238	12,949,997	2,962,365	1,659,605	14,252,757
(1) 総務	6,117,263	5,755,553	121,665	593,909	5,283,309
(2) 民生	321,562	288,000	0	57,644	230,356
(3) 衛生	325,596	297,808	0	28,480	269,328
(4) 農林水産	539,004	495,330	66,300	65,709	495,921
(5) 商工	90,410	80,410	0	8,820	71,590
(6) 土木	2,575,521	2,482,272	563,100	430,636	2,614,736
(7) 消防	567,784	505,196	400,700	74,660	831,236
(8) 教育	3,038,098	3,045,428	1,810,600	399,747	4,456,281
2 災害復旧費	88,993	76,683	8,300	16,480	68,503
(1) 公共土木施設	40,768	38,566	0	5,373	33,193
(2) 農林水産業施設	48,225	38,117	8,300	11,107	35,310
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,664,231	13,026,680	2,970,665	1,676,085	14,321,260

議案第15号

令和5年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

令和5年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,930万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
2 財 産 収 入			
		1 財 産 売 払 収 入	
3 繰 入 金			
		1 他 会 計 繰 入 金	
4 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
19,770	△18,657	1,113
19,770	△18,657	1,113
317,380	21,558	338,938
317,380	21,558	338,938
15,000	△5,768	9,232
15,000	△5,768	9,232
352,174	△2,867	349,307

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
2 公 債 費	1 公 債 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
179,110	△3,085	176,025
179,110	△3,085	176,025
172,964	218	173,182
172,964	218	173,182
352,174	△2,867	349,307

令和5年度氏家都市計画事業上阿久津台地
土地区画整理事業特別会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
2	財	産	収 入	19,770
3	繰	入	金	317,380
4	繰	越	金	15,000
歳 入 合 計				352,174

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△18,657	1,113	
21,558	338,938	
△5,768	9,232	
△2,867	349,307	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 土地区画整理事業費	179,110	△3,085
2 公債費	172,964	218
歳出合計	352,174	△2,867

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
176,025			△18,657	15,572	
173,182				218	
349,307			△18,657	15,790	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入	19,770	△18,657	1,113
	1 財産売払収入	19,770	△18,657	1,113
	1 不動産売払収入	19,770	△18,657	1,113

3	繰入金	317,380	21,558	338,938
	1 他会計繰入金	317,380	21,558	338,938
	1 一般会計繰入金	317,380	21,558	338,938

4	繰越金	15,000	△5,768	9,232
	1 繰越金	15,000	△5,768	9,232
	1 繰越金	15,000	△5,768	9,232

2 財産収入
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保留地処分収入	△18,657	保留地処分収入	△18,657

1 一般会計繰入金	21,558	一般会計繰入金	21,558

1 繰越金	△5,768	前年度繰越金	△5,768

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		土地区画整理事業費	179,110	△3,085	176,025			△18,657	15,572
	1	土地区画整理事業費	179,110	△3,085	176,025			△18,657	15,572
		1 一般管理費	38,516	△985	37,531			△18,657	17,672
		2 事業費	140,594	△2,100	138,494				△2,100

2		公債費	172,964	218	173,182				218
	1	公債費	172,964	218	173,182				218
		2 利子	10,338	218	10,556				218

1 土地区画整理事業費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	△785	○区画整理事務 手数料 交付金	△985
18 負担金、補助 及び交付金	△200		△785
			△200
21 補償、補填 及び賠償金	△2,100	○上阿久津台地土地区画整理事業 補償金	△2,100 △2,100
22 償還金、利子 及び割引料	218	○市債償還利子 利子及び割引料	218 218

議案第16号

令和5年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,950万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,415万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
8 繰 入 金			
		1 他 会 計 繰 入 金	
		2 基 金 繰 入 金	
9 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
257,154	△7,695	249,459
257,153	△7,694	249,459
1	△1	0
21,416	167,204	188,620
21,416	167,204	188,620
4,024,643	159,509	4,184,152

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 療養諸費
	2 高額療養費
	6 傷病手当費
6 健康事業費	2 健康事業費
7 基金積立金	1 基金積立金
9 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
20,789	△165	20,624
18,913	△165	18,748
2,880,998	98,996	2,979,994
2,494,404	85,821	2,580,225
370,202	14,087	384,289
1,125	△912	213
47,092	△1,732	45,360
16,262	△1,732	14,530
24,287	38,587	62,874
24,287	38,587	62,874
6,940	23,823	30,763
6,940	23,823	30,763
4,024,643	159,509	4,184,152

令和5年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
8 繰	入	金	257,154
9 繰	越	金	21,416
歳入合計			4,024,643

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△7,695	249,459	
167,204	188,620	
159,509	4,184,152	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1	総 務 費	20,789	△165
2	保 険 給 付 費	2,880,998	98,996
6	保 健 事 業 費	47,092	△1,732
7	基 金 積 立 金	24,287	38,587
9	諸 支 出 金	6,940	23,823
歳 出 合 計		4,024,643	159,509

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
20,624				△165	
2,979,994				98,996	
45,360				△1,732	
62,874				38,587	
30,763				23,823	
4,184,152				159,509	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	257,154	△7,695	249,459
	1 他会計繰入金	257,153	△7,694	249,459
	1 一般会計繰入金	257,153	△7,694	249,459
	2 基金繰入金	1	△1	0
	1 財政調整基金繰入金	1	△1	0

9	繰越金	21,416	167,204	188,620
	1 繰越金	21,416	167,204	188,620
	1 その他繰越金	21,416	167,204	188,620

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保険基盤安定繰入金	△5,815	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△5,815
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,818	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,818
3 未就学児均等割保険料繰入金	△323	未就学児均等割保険料繰入金	△323
7 財政安定化支援事業繰入金	28	財政安定化支援事業繰入金	28
8 その他一般会計繰入金	234	療養給付費負担金減額分繰入金	234
1 財政調整基金繰入金	△1	財政調整基金繰入金	△1
1 繰越金	167,204	前年度繰越金	167,204

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	20,789	△165	20,624				△165
	1 総務管理費	18,913	△165	18,748				△165
	1 一般管理費	17,796	△165	17,631				△165

2	保険給付費	2,880,998	98,996	2,979,994				98,996
	1 療養諸費	2,494,404	85,821	2,580,225				85,821
	1 一般被保険者療養給付費	2,462,510	85,821	2,548,331				85,821
	2 高額療養費	370,202	14,087	384,289				14,087
	1 一般被保険者高額療養費	370,000	14,087	384,087				14,087
	6 傷病手当費	1,125	△912	213				△912
	1 傷病手当金	1,125	△912	213				△912

6	保健事業費	47,092	△1,732	45,360				△1,732
	2 保健事業費	16,262	△1,732	14,530				△1,732
	2 疾病予防費	14,944	△1,732	13,212				△1,732

7	基金積立金	24,287	38,587	62,874				38,587
	1 基金積立金	24,287	38,587	62,874				38,587
	1 財政調整基金積立金	24,287	38,587	62,874				38,587

9	諸支出金	6,940	23,823	30,763				23,823
	1 償還金及び還付加算金	6,940	23,823	30,763				23,823
	5 保険給付費	1	21,844	21,845				21,844

1 総務費
(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
7	報 償 費		△165	○国民健康保険事務 報償金	△165 △165

18	負担金、補助 及び交付金		85,821	○一般被保険者療養給付費 負担金	85,821 85,821
18	負担金、補助 及び交付金		14,087	○一般被保険者高額療養費 負担金	14,087 14,087
18	負担金、補助 及び交付金		△912	○傷病手当金 負担金	△912 △912

11	役 務 費		△49	○糖尿病重症化予防事業 手数料	△1,732 △49
12	委 託 料		△1,683	業務委託料	△1,683

24	積 立 金		38,587	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	38,587 38,587
----	-------	--	--------	---------------------------	------------------

22	償還金、利子		21,844	○県保険給付費等交付金返還金	21,844
----	--------	--	--------	----------------	--------

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
等交付金返還金							
6 療養給付費負担金返還金	1	134	135				134
8 特定健康診査等負担金償還金	0	142	142				142
12 保険者努力支援交付金返還金	0	1,703	1,703				1,703

節		説明	
区分	金額		
及び割引料		償還金	21,844
22 償還金、利子 及び割引料	134	○療養給付費等負担金返還金 償還金	134 134
22 償還金、利子 及び割引料	142	○特定健康診査等負担金償還金 償還金	142 142
22 償還金、利子 及び割引料	1,703	○保険者努力支援交付金返還金（事業費分）保険者努力支 援交付金分 償還金 ○保険者努力支援交付金返還金（事業費分）特別調整交付 金分 償還金	1,362 1,362 341 341

議案第17号

令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,244万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
4 繰	越	金	
		1 繰	越 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	7,417	7,418
1	7,417	7,418
505,031	7,417	512,448

歲 出

款		項	
4 諸	支	出	金
		2 繰	出 金
歲		出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
538	7,417	7,955
1	7,417	7,418
505,031	7,417	512,448

令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
4 繰越金	1
歳入合計	505,031

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
7,417	7,418	
7,417	512,448	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 諸 支 出 金	538	7,417
歳 出 合 計	505,031	7,417

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
7,955				7,417	
512,448				7,417	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金		1	7,417	7,418
	1	繰越金		1	7,417	7,418
		1 繰越金		1	7,417	7,418

4 繰越金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	7,417	前年度繰越金 7,417

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		諸支出金	538	7,417	7,955				7,417
	2	繰出金	1	7,417	7,418				7,417
		1 他会計繰出金	1	7,417	7,418				7,417

4 諸支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	7,417	○他会計繰出金 7,417 他会計繰出金 7,417

議案第18号

令和5年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,612万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
9 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
189,491	65,009	254,500
189,491	65,009	254,500
3,881,111	65,009	3,946,120

歲 出

款	項
5 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
13,378	65,009	78,387
13,378	65,009	78,387
3,881,111	65,009	3,946,120

令和5年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
9 繰越金	189,491
歳入合計	3,881,111

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
65,009	254,500	
65,009	3,946,120	

歳出

款	補正前の額	補正額
5 基金積立金	13,378	65,009
歳出合計	3,881,111	65,009

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
78,387				65,009	
3,946,120				65,009	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	繰越金	189,491	65,009	254,500
	1 繰越金	189,491	65,009	254,500
	1 繰越金	189,491	65,009	254,500

9 繰越金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	65,009	前年度繰越金 65,009

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
5	基金積立金	13,378	65,009	78,387				65,009	
	1	基金積立金	13,378	65,009	78,387				65,009
		1 介護給付費 準備基金積 立金	13,378	65,009	78,387				65,009

5 基金積立金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	65,009	○基金積立金 基金積立金
		65,009 65,009